

復興支援フォーラムニュース No.23

(URL <http://www5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html>)

<事務連絡先 今野順夫(tkonno67@gmail.com) 中井勝己(024-548-8313)>

「原発廃炉に向けた法的課題」

広 田 次 男

第1 フクシマ原発の考え方

1. 公害

- (1) 人災なる言葉（天災なる言葉への反対語としての意味）
- (2) 交通事故との相違
 - ①当事者と被害規模
 - ②共通利益追求（許された危険）の余地がない
 - ③互換性の欠落
- (3) 東電と原子力ムラを闘うべき対象として捉える。
- (4) 公害斗争の意味
 - ①幻想の払拭→本質の把握→対象の明示
 - ②共感の拡大→巾広い協力、共同
 - ③高い視点からの実績の獲得

2. 大衆的収奪

- (1) 2012年4月、11市町村に於ける試験除染、2700億円の随意契約（全て、大手ゼネコン）
- (2) 除染の内容と効果、（環境省規準では住宅から20メートル内、木枯らしが吹けばやり直し）ex. 山木屋
- (3) 莫大な費用の電気料金への上乗せ

3. 新しいスローガンの発信の必要

- (1) ヒロシマ、ナガサキを経て、平和憲法、民主主義、人権の新憲法
- (2) 第3の被爆として、新たなスローガンの発信は原発の存在を許した世代の歴史的使用
- (3) その内容は経済効率より、安全、健康、環境の優先
- (4) その具体化として①賠償 ②廃炉 ③除染

第2 賠償（被災ではなく被害、補償ではなく賠償）

- 1 公害に於ける賠償規準は、失われたものの評価額ではなく、新たな生活の再出発経費
ex. 石船裁判
- 2 賠償範囲は、法的評価としての因果関係ではなく、事実に因果関係
ex. 自死裁判
- 3 慰謝料額は加害者が指定するものではない
ex. 完全賠償を求める会

第3 廃炉

1. 必要とする状況

- (1) 6月いわき市議会
 - ① 廃炉請願の不採択
 - ② 大飯原発再稼働反対決議の否決
しかるに7月議会では一転して①決議を採択した。昨10月の県会決議（脱原発を反対0・欠席5で可決）とが同様に解散直前であった事と併せての考える必要がある。即ち、原発推進勢力は、選挙を直前にすると、脱原発のポーズになるが本質は変わっていない事を見抜かなければならない。
- (2) 7月5日付け朝日新聞の記事
「福島第2原発（以下「F2」と言います。）平日2000人の労働」
「福島第1原発（以下「F1」と言います。）5・6とF2のために年間900億円」
- (3) 新聞報道による6基を廃炉に出来ない理由。
 - ① 東電が赤字となり、破産を免れない。
 - ② 電気代値上げの根拠として、6基の改修・維持費用を計上している。即ち、6基の廃炉宣言は会社計理上不可能だ。
- (4) 全国の脱原発の高揚にも拘らず、フクシマでの廃炉要求の欠落（前記、県議会が原因であったとは言え）は被災地の責任が問われる。
子孫に対する歴史的使命であり、人倫である。

2 訴訟の構想

- (1) 法廷は少数者の意見の是非を問う場であり、少数派であっても意見の開陳を行ううえて、（裁判所の）判断を得る権利がある。
勿論、少数派のままで留まっていて良い訳はなく、訴訟を通じて多数派の形成に努める。

即ち、この訴訟の主戦場は法廷ではなく、法廷外にある事を銘記しなければならない。

- (2) 行政訴訟（設置許可無効＋使用停止の義務づけ）の理由。

福島での惨禍が現時に於ける脱原発の流れの大きな原因であり、その惨禍を全国に訴え、その繰り返しを許さないための象徴として、「フクシマの原発だけは駄目だ」の声を全国に拡げる。そのためには印紙代の関係で行政訴訟しかない。

即ち、「君も主体となってフクシマの原発廃止のための裁判に参加しよう」と「フクシマ原発裁判のためにカンパを」との訴えではインパクトの差は歴然としている。

- (3) そこで印紙代であるが、行訴では原告数に拘わらず160万→1万3000円であるが、民訴は1万3000円×人数分（但し、集団割引の制度あり）である。

即ち、行訴では例えば「1家族入会金1000円、以後の年会費1000円」であれば、家族2人ないし5人の原告団取得も可能だろう。

しかし、民訴の1人1万3000円となるとこうはいかない。従って、民訴は10人位の原告に留め、行訴は全国で数万の原告団結成を目指す。

チラシとして工夫した訴訟委任状を新聞に折り込み、発送先と入金先を明示する事により、かつて処分場建設禁止仮処分申立に於いて、いわき市（北部）のみで2400人の仮処分申立人の組織に成功している。規模はこれより小さいが原町処分場訴訟でも同様な組織化に成功している。

同様方法を全県、全国で展開すれば、行訴に於ける数万の原告団結成は可能ではないか。

- (4) 数万の提訴に成功すれば、訴訟当初の被告の答弁書の認否自体が大きな社会的問題になると思われる。即ち、国の対応が否応なく明白になる。

第4 除染

~~~~~  
【次回予告】第22回 ふくしま復興支援フォーラム

2012年10月26日（金）18時30分～

テーマ： 「原災地域復興のグランドデザイン考

ーうつくしまふくしま未来支援センターの活動からー」

報告者： 山川充夫氏（福島大学教授）

会場： 市民活動サポートセンター（チェンバおおまち）  
~~~~~

第20回フォーラム（「被災者の立場からの事故調査報告」／蜂須賀禮子氏）
でのご意見等（9月27日）

- ★ 事故調査委員会の内情をご披露いただきまして感謝いたします。それにしても提言を受けた議員の方々の行動が見えないのはなぜでしょうか！！（K.F）
- ★ 沢山の有益な報告の中でも、もっとも貴重なお話であった。元気や勇気がわくとともに、課題も良く見えてきた。（S.I）
- ★ 被災者の方はもっともっと自分の声で、被災体験を語るべきだと思います。その生々しさは、私達の心に、大きな力になると思います。（M.O）
- ★ 大熊町の住民の方のリアルな気持ちを聞いて、改めて戻れない現状の中で、何ができるのかを考えていく必要を感じました。事故調での経験を生かして福島のために働いておられる方がいるのだと知り、勇気をもらいました。ありがとうございました。
- ★ 原発がないとなりたたない生活について、もう一度考えなくてはと思う。被災者の意見・考えを自由に言えて、発信できるようにしていかななくてはと思った（方法論を含めて）（Y.I）
- ★ 「生きている間に、故郷に戻れなくても、お墓には入りたい！！」という心情をくみ取れるよう努力したい。（K.K）
- ★ 蜂須賀禮子さん、大変お疲れ様でした。私達は、時計を戻すことはできません。しかし、悔やまれること、悲しいことを乗り越えて、未来へ繋げていかなければなりません。（N.S）
- ★ 蜂須賀さんのお話、身につまされる内容でしたが、感動的でした。この声を県民に伝えていくべきでしょう。21回の蓄積をそろそろ発信に向けて。（H.S）
- ★ 蜂須賀様の委員としてのご活躍とご苦勞を良く理解できました。今回の事故は、「人災」であったとの報告に共鳴しました。（Y.S）
- ★ 風化しつつある中で、いかに継続的に被災地・被災者からの情報発信をしていくか、正に今が正念場であることを再認識しました。（T.I）
- ★ 大変なご苦勞をしながら、国会事故調をまとめられたことがわかりました。避難している人達に何ができるのかは、まだわかりません。でも避難している人達のことは一生忘れません。自分にできることを探して実行していこうと思います。（K.Y）
- ★ 被災者の立場からの事故調の核心をうかがえました。認識を深めることができました。（O.S）
- ★ 蜂須賀さんが、被災地の代表として、国会事故調の委員に選ばれて良かったと思う。但し、報告書の提出先である国会議員との間に、意識のズレがあったとお聞きし、非常に残念であり、今後の復興・再生の影響が危惧される。（R.N）